

## 第5回アリモドキゾウムシ対策検討会議の概要

(令和6年11月12日開催)

本検討会議において、令和4年10月に静岡県浜松市で発生を確認したアリモドキゾウムシの防除対策について、これまでの発生状況及び防除対策の実施状況を報告の上、緊急防除の解除及び今後の防除対策について検討が行われ、3、4の方針により対応することが妥当とされた。

### 1. アリモドキゾウムシの発生状況について

浜松市内の計404地点でフェロモントラップによる調査を継続的に実施した結果、令和5年11月10日以降、雄成虫の誘殺は確認されなかった。

また、発生区域内において寄主植物の有無を調査し、ノアサガオ等の野生寄主植物が認められた際には、速やかに除去し、切開調査を実施した結果、本虫の寄生がないことを確認した。

### 2. 防除対策の実施状況について

前回の検討会議（令和6年6月4日）以降、当該会議での検討結果を踏まえ、住民に対する緊急防除の周知、野生寄主植物除去などの防除対策の実施を徹底した。

### 3. 緊急防除の解除について

これまでの発生状況から、前回の検討会議で示した緊急防除の解除条件に従い、緊急防除の解除を検討した結果、浜松市で発生したアリモドキゾウムシは根絶したものと判断できることから、緊急防除を解除することは妥当とされた。

### 4. 今後の防除対策について

緊急防除の解除後の防除対策を検討した結果、以下のとおり、静岡県が中心となり、侵入調査や生産者への啓発等を実施することとした。

#### (1) 侵入調査の実施

○本虫が活動し得る時期に、過去の発見地点、さつまいもの集荷施設等においてフェロモントラップによる調査を実施。

#### (2) 生産者への啓発

○さつまいもの等級、選別基準を明記したマニュアル等に本虫の寄生が疑われる芋（以下「疑義芋」という。）の特徴、疑義芋を確認した場合の

連絡先を明記。

- 生産者が集まるさつまいも部会などにおいて、疑義芋の特徴等を説明するなど、注意喚起を実施。
  - 収穫物残渣が土手に不法投棄されていたことが本虫の発生の温床の一因になったと考えられることから、生産者への周知を行うとともに、不法投棄を禁止する立て看板を継続設置する。
- (3) 地域住民への周知
- 緊急防除の解除に関する周知を実施。
  - 海外及び国内の発生地域からの寄主植物の持ち込みを防ぐため、植物防疫法に係る規制に関する周知を徹底。

以上